# 新生公立鳥取環境大学運営協議会の規約の概要

# 1 目的

鳥取県及び鳥取市が、公立大学法人鳥取環境大学(以下「法人」という。)の設立団体に係る事 務を共同で管理し、及び執行し、又はこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図 ることを目的とする。

### 2 名称

新生公立鳥取環境大学運営協議会

# 3 設置団体

鳥取県、鳥取市(以下「関係団体」という。)

# 4 主な担任事務

- ○次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

<ul><li>)地方独立行政法人法に規定する事務のうち、次に掲げるもの</li></ul>	
項目	内 容
○地方独立行政法人法第	・理事長、監事の任命
90 条第1項に規定する権	・設立団体の長による役員の解任
限の行使に関する事務	・業務方法書の認可
	・料金徴収の際の料金の上限の設定
	・中期目標の作成、指示、公表
	・中期計画の認可、変更命令
	・中期目標の期間の終了時の検討
	・財務諸表の承認
	・会計監査人の選任、解任
	・毎事業年度及び中期目標期間終了後の剰余金又は積立金の
	使途の承認
	・限度額を超える短期借入金の承認、年度返還できない場合
	の借り換えの承認
	・重要な財産の譲渡、担保に供する場合の認可
	・役員の営利企業等への関与の承認
	・理事長の任命(特例)
	・学長となる理事長の法人成立後の最初の任命
	・法人に対する報告徴収、立入検査
	・法人又は役職員に対する違法行為等の是正措置の命令
○地方独立行政法人法第	・業務方法書に記載すべき事項
90 条第2項に規定する条	・中期計画の作成、中期計画に定める業務運営に関する事項
例又は規則で定めるもの	・年度計画の作成
とされている事項を定め	・中期目標に係る事業報告書
ることに関する事務	・財務諸表の作成、閲覧期間
	・納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項
	の規定
	・財産に認可・議決の必要な重要な財産の規定
	・地方独立行政法人の財務及び会計に関する必要事項の規定
○設立団体の長への意見提出	出、報告等の受理に関する事務

- ○設立団体の長への意見提出、報告等の受理に関する事務
- ○公立大学法人鳥取環境大学評価委員会(以下「委員会」という。)への意見聴取、報告の 受理、意見の申出の受理、届出の受理に関する事務
- (2) 法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務

- (3) 委員会の庶務に関する事務
- (4) 協議会の目的を達成するために必要な事務
- ○前項に掲げるもののほか、協議会は、法人の設立に係る事務の管理及び執行に関する連絡調整 を行う。

## 5 事務所の所在地

協議会の事務所は、会長の属する団体の事務所に置く。

#### 6 会長及び副会長

会長は鳥取県知事、副会長は鳥取市長をもって充てる。

#### 7 委員

関係団体の長が協議の上、関係団体の職員の中から、関係団体の長が指名した者をもって充てる。

#### 8 地方独立行政法人評価委員会

法第 11 条第 1 項の地方独立行政法人評価委員会として、関係団体は共同して、公立大学法人 鳥取環境大学評価委員会を設置する。

- (1)委員 5人以内
- (2) 委員長及び副委員長 委員の互選により選任
- (3) 委員会の執務場所 会長の属する団体の事務所

[参考] 評価委員会の主な権限(地方独立行政法人法)

項目	内容
法人運営の目標及び	・設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見
計画に対する意見	・中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意
	見
法人運営結果の評価	・各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評
と意見	価
	・業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告
	・中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を設立団体の
	長が検討する際の意見
法人運営規程に対す	・役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見
る意見	

## 9 職員

協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)は、設立団体の職員のうちから 選任する。

#### 10 経費の支弁の方法

協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体が負担

#### 11 協議会規程の公表

協議会規程を定めたときは、鳥取県公報に登載して公表するものとする。

### 12 設置時期

関係団体の長が協議により定める日